○今金町奨学資金貸付基金条例施行規則

昭和４６年３月１６日

規則第５号

改正　平成１５年３月２５日教委規則第６号

平成１８年５月１日規則第１４号

平成２２年３月１５日規則第１１号

（趣旨）

第１条　今金町奨学資金貸付基金条例（昭和４６年今金町条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関しては、この規則の定めるところによる。

（貸付の申請）

第２条　奨学資金の貸付を受けようとする者（以下「奨学生」という。）は、別記第１号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して毎年４月２０日までに町長に提出しなければならない。

（１）　学業成績証明書

（２）　家庭状況調書（別記第２号様式）

（３）　健康診断書

（４）　申請書の住民票抄本

（奨学生の選定）

第３条　奨学生の選定は、毎年４月中に行うものとする。ただし、同一年度内において奨学生を補充選定する場合は、この限りでない。

２　奨学生の選定は、条例第５条の規定による条件を備えている者のうち、今金町教育委員会（以下「委員会」という。）がその優先順位を定めて行うものとする。

３　町長は、前項により奨学資金の貸付することに決定した者に対しては別記第３号様式により、貸付しないと決定した者に対してはその者を所属学校を経由して通知するものとする。

（誓約書）

第４条　奨学生として決定された者は、条例第９条に定める保証人と連署の上、別記第４号様式による誓約書を町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付及び借用証書）

第５条　奨学資金は、奨学生の在学期間中、毎月交付する。ただし、特別の理由があるときは、２月分以上あわせて交付することができる。

２　奨学生は、奨学資金の貸付が終了したとき、又は条例第１０条の規定により貸付を取消されたときは別記第５号様式による借用証書を町長に提出しなければならない。

（届出）

第６条　貸付金の償還が終るまでの間において、次の各号の一に該当する場合は、奨学資金の貸付を受けた者は、すみやかに、別記第６号様式により町長に届け出なければならない。

（１）　本人又は保証人の住所又は氏名に変更を生じたとき。

（２）　本人が休学、復学転学又は退学したとき。

（３）　保証人が死亡し、又は破産、失そうその他の事情によりその適性を失つたとき。

２　奨学生は、毎学年の学業成績書を当該学年終了後遅滞なく町長に届け出なければならない。

３　奨学資金の貸付を受けた者が死亡したときは、遺族又は保証人は、その除かれた戸籍の抄本を添えて、その旨を町長に届け出なければならない。

（償還の方法）

第７条　条例第１１条第１項の規定による貸付金の償還の方法は、据置期間経過後１５年以内の年賦償還とする。

２　償還金は、町長の発する納入通知書により、指定の期日までに納付するものとする。ただし、貸付

金の全額を一時に償還し又は毎年の償還金をその指定期日までに分割して納付することを妨げない。

（減免の申請）

第８条　条例第１２条の規定による償還の猶予又は条例第１３条の規定による償還金の全部若しくは一部の免除を受けようとする者は、別記第７号様式により町長に申請しなければならない。

（書類の経由）

第９条　奨学生が在学する期間中においては、この規則により町長に提出する書類は、所属学校長を経由しなければならない。

（事務の委任）

第１０条　条例による奨学資金の貸付、貸付の停止に関する事務は、委員会に委任する。

附　則

１　この規則は、昭和４６年４月１日から施行する。

２　今金町奨学金貸与施行規則（昭和３２年今金町規則第７号）は、廃止する。

附　則（平成１５年３月２５日教委規則第６号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年５月１日規則第１４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年３月１５日規則第１１号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。